

まちづくり基本条例って、いったい…何？

みなさん、「宮代町まちづくり基本条例」という言葉はご存じですか？
宮代町では、平成20年4月1日に「宮代町まちづくり基本条例」を施行し、まちづくりを進めるうえで、様々な取組を行っています。

宮代町まちづくり基本条例とは・・・??

まちづくり基本条例ってどんなもの？

宮代町まちづくり基本条例は、簡単に言うと「より良い宮代町を実現するために、みんなが守らなければならないルール・きまり」です。

まちづくり基本条例って自分の生活に影響があるの？

すでにまちづくり基本条例をご存じの方、このパンフレットを見る前に条文を読まれた方へお伺いします。まちづくり基本条例って…

要Check!

- ・ なにか抽象的な事しか書いてないな…
- ・ 具体的な事が書いてないから、何をすればいいかわからないな…

なーんて感じませんでしたか?? そう感じた方、**大正解!!** そのとおりなのです!

なぜ抽象的な事しか書かれていないのか…。それは、このまちづくり基本条例が宮代町のまちづくりにおいて、「最も重要な条例」に位置付けられていて、条例の中の頂点「最高規範」であり、「宮代町の憲法」と言えるものだからです。

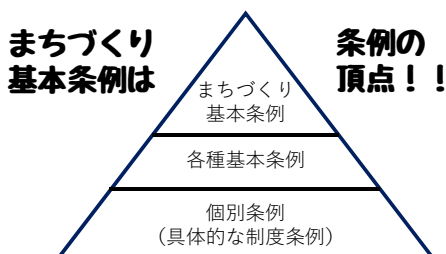
そのため、まちづくり基本条例は、あくまでも宮代町のまちづくりにおける「理念」（考え方）であったり、「原則」（大まかなルール）だったりといった、「基本的なこと」のみを決めたものになっています。

この「最も尊重すべき条例」であるまちづくり基本条例の内容を踏まえて、子育てや介護、教育やまちづくりに関する事など、それぞれ個別に条例が作られ、具体的な事を決めています。

よって、この条例がみなさんの生活に直結して、何か影響することは少ないかもしれませんが。しかし、理念（考え方）であるため、色々な条例（ルール）を作るときや直すとき、宮代町で事業を始めようとするときは、少なからず「まちづくり基本条例」が影響してくるのです。

実際にどのような事が書かれているの？

実際にどんな条文が書かれているか、条例を基にどういった取組が行われているか、次のページから紹介します。



宮代町まちづくり基本条例に書かれていること

それでは、条例にどんなことが書かれているか見ていきましょう。

1. 総則（第1章・第1条～第3条）

第1条～第3条では、まちづくり基本条例の総則や位置付け、用語の意義が書かれています。

1条 2条 目的と位置付け
自助と共助による市民自治の考え方を基本理念とし、市民、町議会及び行政の役割等を定めることで、自立した地域社会を実現することを目的としています。

3条 用語の定義 **Point!** 市民って宮代町に住んでいる人だけ??
いいえ、違うんです。町内に居住する人、在勤する人、在学する人、事業その他の活動をする人が含まれます。

また、この条例での「まちづくり」は宮代町をより良い姿にするために、市民・町議会及び行政が取り組む活動のことをいいます。

2. 自治の基本原則（第2章・第4条）

市民・町議会・行政は「協働」と「情報の共有」の原則のもと、まちづくりに取り組んでいかななくてはなりません。

2つの基本原則

4条

協働

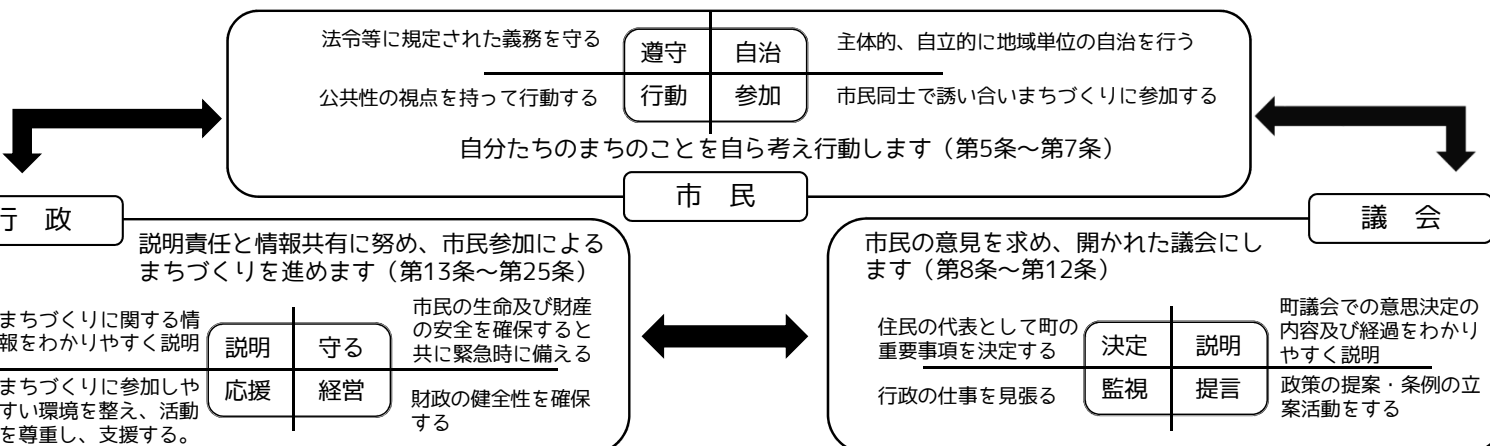
市民、町議会及び行政がまちづくりの目的の実現に向けて、それぞれの立場、果たすべき役割を自覚し、互いを尊重したうえで、協力しあいながら行動すること

情報の共有

市民、町議会及び行政が、まちづくりに関する情報を共有すること

3. それぞれの権利と責務（第3章・第5条～第6章・第25条）

宮代町まちづくり基本条例では、市民・議会・行政の役割をそれぞれ次のように定めています。



宮代町まちづくり基本条例の運用状況

ここからは、まちづくり基本条例にのっとり、市民・議会・行政がどういった取組みをしているのか、具体例も交えて紹介していきます。

市民

5条～
7条



投票

将来の宮代町を考え、公共的な視点を持って町長選挙や議員選挙に投票することはまちづくりへの参加の第一歩です。



納税

法令等に規定された義務を守ることは市民の役割の1つです。そのため、納税も立派なまちづくりの1つです。



審議会やワークショップへの参加

町では数々の審議会やワークショップが開催されています。これらへの参加は市民の意見を直接届ける大切な機会です。



イベントへの参加

町内では様々なイベントが開催されていますが、そのイベントに参加することもまちづくりの1つです。

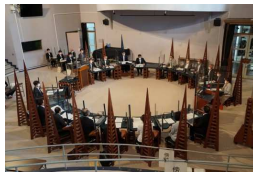


議会

8条

政策の意思決定

予算や計画、条例など町の重要事項を審議し、住民の代表として「意思決定」＝「議決」します。



9条

議会だよりの発行

議会での審議結果や町議会としての取組を市民に広く周知するため、議会だよりを発行しています。



12条

議員活動

住民の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行するため、政策の研究活動や先進事例の視察など、自己研鑽に努めています。



9条

議会懇談会

広く市民の意見を聴くため、議会懇談会を開催し、市民と直接意見交換できる機会を設けています。



宮代町まちづくり基本条例の運用状況

行政

20条

総合計画

計画的なまちづくりを進める上での最上位の計画です。宮代町では令和3年4月から10年間の第5次総合計画がスタートしました。



19条

財政運営

健全な財政運営はもちろん、財政状況の公表やわかりやすい予算の公表など、透明性の確保に努めています。



24条

危機管理

市民の生命・身体・財産を守るため、地域防災計画を策定したり、町内の民間業者等と災害時の協定を締結したりしています。



25条

協働イベントの開催

民間企業や大学、小中学校や市民の皆さんと協働し、様々なイベントを開催しています。



以上、市民・議会・行政の取組を紹介しましたが、これらは様々な取組の一部です。

「まちづくり」と聞くとどうしても難しく考えてしまいがちですが、地域の困っているご近所さんを支えたり、自然環境を保全したり、豊かなコミュニティを育んだり、こうした活動もまちづくりにつながると考えると、少しだけまちづくりに対するハードルも下がるのではないのでしょうか。

身の回りのこと、住んでいる地域のこと、そして町全体のこと、一人一人にできることはたくさんありますが、方法や速度は人それぞれです。できることから始めてみてください。

宮代町まちづくり基本条例の見直し

最後になりますが、宮代町まちづくり基本条例の中には、条例をチェックする決まりも書かれています。

27条

4年に1度の見直し

まちづくり基本条例は4年に1度、条例の見直しを行います。宮代町では、平成20年に条例が作られ、前回は令和元年に3回目の見直しが行われました。そして令和5年には4回目の見直しを行います。

Point! どんなことを見直すの?

- ・「時代に合わせて、条文に加えた方が良くと思うことはないかな？」
- ・「意味がわかりにくい表現、あいまいな表現はないかな？」

要Check! 一方で、まちづくり基本条例は考え方やルールを決めたものなので、流行りに流された見直しや、細かいルールの追加等は望ましくありません。

今回みなさんに改めてこの条例をお知らせするのは、この条例がまちづくりの根幹にある大切な条例だからです。今一度、この条例を確認し、まちづくりに携わってください。